
松平頼則資料群の
「評価 Appaisal」への試み
那須聡子

松平頼則資料群の 「評価 Appraisal」への試み¹

那須聡子

1. はじめに

「組織や団体、個人がその活動の中で作成し、取得したがゆえに残されてきた資料」と一般に定義される「アーカイブズ Archives」²を保管し、利活用に供することは、図書館や博物館、公文書館などの資料保有施設で以前より行われてきた。しかし、こんにちの日本では、音楽家個人の活動の中で残されてきた資料を「まとまり Ensemble d'archives」として受入れ、人々の幅広い興味関心に寄与するために利活用に供したり、資料を用いた展示などの普及啓発活動を行っている資料保有施設は未だ限られているのが現状である。

本稿では、このアーカイブズを「まとまり」として捉える考え方に依拠して検討を行うものである。その重要性は、「フォンドの尊重 Respect des fonds」³として、こんにちのアーカイブズ学におけるアーカイブズの基本原則の一つに位置付けられていることから裏付けられる。「フォンドの尊重」とは、資料をその出所に着目した「まとまり」として捉えること、フォンドに含まれる資料を分散させたり、異なる出所の資料を混在させたりしないこと、不用意にフォンドに含まれる資料を削除したり、追加したりしないことを意味する⁴。これは、個々の資料から読み取ることのできる内容だけでなく、それらが残されていた状態にも、資料群作成者⁵の行った活動や特定の判断に至った経緯およびその背景が反映されていると考えるからである。従って、アーカイブズを「まとまり」で「残す」ということは、資料群作成者の活動の背景を知るための手がかりを含めて「残す」ことを意味する。

しかしながら、博物館は資料それ自体に稀少価値があったり、そこに書かれた内容から歴史的に重要な出来事を読み取ることのできるような資料を優先的に収

集する傾向があり、一般的な図書館は資料の内容が明らかで公開が可能な印刷物や出版された資料を中心的に収集しているため、資料の形態や媒体、内容が多様多様で、権利関係の状態が不明瞭なアーカイブズを受入れ、整理することには消極的である。音楽資料を専門に収集する資料保有施設は、楽譜や視聴覚資料といった音楽に直接関係のある資料は収集するが、それとは関連性が低い書類は原則として対象とはしていない。一方、アーカイブズを専門的に受入れる公文書館で対象となる資料は公文書が一般的で、文化的な活動を行ってきた個人を出所とする資料群を受入れるかどうかは、その館の活動方針によるところが大きい。

本稿で対象とする作曲家松平頼則（よりつね、1907-2001）の資料群（以下、松平資料群）もまた、それが残されていた彼の自宅ではなく、適切な管理と公開に向けた取り組みが可能な資料保有施設に移送することが望ましいのは言うまでもなかった。しかし、上述した通り、音楽家個人を出所とする資料群は、博物館、音楽資料を専門に収集する施設、公文書館の一般的な収集対象ではないという理由から、ふさわしい移送先を見つけることは容易ではなかった。資料を受入れる施設では保管や公開にあたり、通常とは異なる手続きが必要となる可能性があり、また、受入れ後の収蔵スペースや整理に要する人材と予算の確保の問題は、通常受入れていない資料の場合には、とりわけ困難が伴うことが予想される。それでも筆者は今回、松平資料群が残されていた状態やそこに含まれている資料の内容から、茨城県立歴史館（以下、歴史館）が松平資料群を今後保管し、利活用に供する施設としてふさわしいと判断し、最終的に、後述の経緯でそこに当該資料群を移送することができた。

本稿では、筆者が松平資料群の移送先を探す過程で見えてきた課題を明らかにしたうえで、今後歴史館の活動の中に当該資料群をどのように位置付け、利活用に供しうるのがかを検討することを目的とする。このことにより、松平資料群の特徴を把握することができるとともに、この資料群を歴史館の活動や他の資料と今後どのように関連付けていくか、その見解を提示できると考える。

2. 松平頼則とその資料群

2.1. 松平頼則

松平頼則は初代水戸藩主徳川頼房（よりふさ、1603-1661）の第五男松平頼隆

(よりたか、1629-1707)を藩祖とする旧府中松平藩⁶主の家柄に、父頼孝(よりなり、1876-1945)⁷と母治子(はるこ、1881-1957)⁸の長男として生まれた。府中松平家は代々定府制⁹を取っていたため、陣屋¹⁰を置いていた現在の石岡の地には、水戸や水戸徳川家代々の墓所のある現在の常陸太田市瑞龍山¹¹に赴く際に立ち寄るのみであった。しかし、藩が解体された際に、松平の祖父頼策(よりふみ、1848-1886)は初代石岡藩知事を務めるなど、石岡との繋がりが明治以降も続いていた。

松平は、1925年に来日したアンリ・ジル＝マルシェックス¹²のピアノ演奏を聴いたことをきっかけとして音楽家になることを志し、音楽理論をハインリヒ・ヴェルクマイスター¹³に、作曲を小松耕輔(1884-1966)に、ピアノをラウルトップにそれぞれ師事した。1931年には自作を交えた曲目でピアノ独奏会を開催し、ピアニストとして活動を始めるが、1934年以降は作曲活動に専念する。松平は原稿の執筆にも積極的に取り組み、同時代の国内外の音楽傾向を雑誌や新聞などを通して発信した。彼はとりわけF. ショパン(1810-1849)、C. ドビュッシー(1862-1918)、M. ラヴェル(1875-1937)、F. プーランク(1899-1963)といった19世紀以降のフランスの音楽に強く影響を受けながらも、日本の地方の民謡や童謡、雅楽の音楽的要素を取り入れた作品を書いた。

2. 2. 松平頼則の資料群

2. 2. 1. 概要

本稿で考察の対象とする「松平頼則の資料群」とは、松平が1964年以来居住していた都内の自宅¹⁴に遺されていた資料の「まとめり」のことを指す。資料は彼が作曲の際に使用していたと思われるピアノや机の上、棚の中のほか、床に積まれた段ボールの中にもあった。松平の死後、早い時期に、遺族である松平頼暁氏(1931-)によって楽譜のみが選別されて、現在の明治学院大学図書館付属遠山一行記念日本近代音楽館(以下、近代音楽館)に移されたとのことで¹⁵、筆者が初めて訪問した時には、すでに室内の片付けが試みられていた。このことを踏まえると、当該資料群は、松平の生前の活動を網羅しているとは言い難いが、資料の分量や種類の豊富さと年代の幅広さから、松平資料群が彼の音楽活動全体に関わる資料であることは確かであり、また、個々の資料からは、松平が活動していた時期

の国内外の音楽状況をも読み取ることができる、貴重な情報資源であるといえる。

2.2.2. 調査の経緯

筆者が松平の自宅での資料調査に取り掛かったのは、2018年当時在籍していた学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程での研究課題としてであった。日本人作曲家の残した資料を研究資源として役立てるために必要な事項を実際に検討するために、一学生が研究課題としてアクセスすることのできる未整理資料という条件のもと、調査できる資料群を検討した。そして、2017年10月にピアニスト井上郷子氏により松平頼暁氏を紹介して頂き、頼暁氏に調査のご許可を頂いたうえで、2018年3月から2021年9月まで松平の自宅での資料調査を行った。

主な調査項目は、室内のどこにどのような資料があるのか、という全体調査と、どのような資料がどのくらいあるのか、という概要調査である。概要調査は同大学院修了後も継続したが、松平の自宅を取り壊したいという遺族の意向を受けて、当該資料群の保管と利活用の在り方を検討するために、その受け入れが可能な施設を探すことになった。

そして、2019年1月に国文学研究資料館の加藤聖文氏の仲介を経て、歴史館に松平資料群を一括寄贈する相談をし、同年9月28日に文書や視聴覚資料類を詰めた16箱とポスター類を詰めた筒4本を当該館に移送した¹⁶。現在、当該資料群は歴史館への寄贈を前提とした一時預かりの状態にあり、筆者は2022年5月より当該館にて概要調査の続きを行っている。

2.3. 資料群の特徴

松平資料群には、書簡、自筆原稿、写真、演奏会資料、視聴覚資料、出版資料、手稿譜や複写資料、記念品といった松平が自身の音楽活動を行う過程で残されてきた資料のほか、府中松平家に関する肖像画や家族写真、書簡、家系図などが含まれている。資料の年代は、江戸時代から彼が亡くなる2001年頃までと幅が広く、それらの種類や形態、内容、媒体が多様多様であることが特徴の一つである。

資料の内容を詳しく見てみると、松平の楽曲に関連した自筆譜、手稿譜、出版譜やその複写、スケッチや楽曲構想を検討したと思われるメモがある。これらの

資料は、松平の楽曲の創作過程を反映しているといえる。そして、松平の楽曲が演奏された際のポスターやちらし、プログラム、チケット、演奏会の際に撮影したと思われる写真は、松平の楽曲が演奏された時代的背景や彼と交流があった人々、関連のある出来事などを知る手掛かりとなる。また、プログラムに記載された楽曲解説は、たびたび松平自身によって書かれるとともに、松平の創作活動を紹介する記事も掲載されている。これらの記事からは、松平がどのように自身の創作活動を考えていたのか、当時松平がどのように国内外の音楽界に紹介されたのかを知ることができる。松平の創作活動に関連するその他の資料には、彼が賞を得たときに授与された賞状や記念品、新聞批評、楽曲の委嘱を得た際や出版の際に取り交わした契約書などがあり、これらは松平の活動の成果を他者の視点から裏付ける資料であるともいえる。

松平資料群には松平自身の活動に言及のない資料もある。例えば、雅楽や他の作曲家の楽曲を取りあげた演奏会に関連する資料や文献、松平が所属していた団体の会誌、松平以外の作曲家の楽譜や録音、音楽理論書などがそうである。このような資料からは松平の活動の詳細を知ることができないが、松平の関心の所在を知ることができる資料だと考えられる。

他方で、松平資料群には、府中松平家関連の資料も僅かながら含まれている。それらは明治から大正期のものが多数を占め、種類は限られているものの、江戸時代中後期頃と思われる親戚間で取り交わした書状、肖像画、家族写真、年代物のモノ資料などもある。このような家に関する資料は、松平の生い立ちを知るための手掛かりとなりうると同時に、旧藩主あるいは旧華族の人々の家族像や生活風景を知ることのできる貴重な歴史資料でもある。

松平資料群から松平の活動や人となりを理解するためには、その資料に記された内容だけでなく、その資料が残されていた状態をも見過ごすことはできない。それは、資料が残されている状態から、松平がどのようにその資料を使用していたのかが分かることがあるからである。冊子の開かれているページ、それらの重ね方、資料への印のつけ方などは、松平の関心を示すものであり、彼が何に注目していたのかを知る手掛かりとなると考える。以上のことから、松平資料群を頼りに、松平自身の音楽活動や松平が活動した時代の国内外の音楽状況、松平の人となり、さらにはそれが形成された時代的背景をたどれるようにするためには、

個々の資料から読み取ることのできる内容のみに着目するのではなく、資料の「まとまり」や残されている秩序を維持し、保存することも念頭に置いて今後の保管方法を検討することが求められるといえる。しかし実際には、資料の「まとまり」を維持しながら残すことは前述の通り、現在の日本においては困難であるため、筆者はアーカイブズ学の「評価」の考え方を参考にしながら、松平資料群の移送先を検討することとした。

3. アーカイブズの「評価 Appraisal」

3.1. 定義

アーカイブズ学に関わる用語は社会的状況を反映するために、時代や国によって考え方が異なり、またそれは多様な変遷の過程を経ているため、こんにちのアーカイブズ学領域で用いられる用語の国際的に統一された見解を見いだすのは難しい。本稿で参照とするアーカイブズの「評価」の考え方もまた、国ごとに違いが認められる。以下では、日本のアーカイブズ学が大きく影響を受けているアメリカ・アーキビスト協会 Society of American Archivists（略称、SAA）とオーストラリア・アーキビスト協会 Australian Society of Archivists（略称、ASA）による現行の定義に加え、筆者の関心からフランス・アーキビスト協会 Association des archivistes français（略称、AAF）における定義を参考としながら、この「評価」の考え方を検討する。なお、本稿での訳は筆者によるものである。

①アメリカ

アメリカ・アーキビスト協会が発行する *A Glossary of Archival and Records Terminology* には、アーカイブズ学で用いられる専門用語全般に関わる定義や考え方、それを解説した備考、さらに参考文献が掲載されている。当該書では、「評価」という語を次のように定義し、解説している。

1. 公文書館に提供される、受入れられるべき十分な価値をもつ資料を識別するプロセス。

2. 法の要請と、その現在の、また将来見込まれる有用性に基づいて、記録が保管されるべき期間を決定するプロセス。
3. アイテムの市場価値を決定するプロセス、即ち金銭的評価。

備考：アーカイブズの文脈において、評価とは記録やその他の資料が永続的な（アーカイブズの）価値を持っているかどうかを判定するプロセスである。評価はコレクション、作成者、シリーズ、ファイル、あるいはアイテムレベルで行われうる。評価は寄贈と物理的な移送の前、また受入れ時やそのあとにも行われうる。評価の決定の基準には、記録の出所と内容、それらの真正性と信頼性、それらの秩序と完全性、それらの状態と保存のための費用、そしてそれらの本来的価値といった多くの要素が含まれる。評価はしばしば大規模な施設の収集方針と綱領に即して行われる。(Pearce-Moses 2005 : 22)¹⁷

当該定義によると、「評価」とは、資料保有施設等が受入れる資料の価値を見極めるプロセスのことである。資料保有施設等は、資料を残しておくことの有用性を資料の内容やその公共への貢献度、保管費用といったさまざまな視点から考慮し、施設が資料を受入れるに十分な価値を有するかどうかを判断するのである。このような資料の受入れを見定める作業は、資料の受入れ、整理、公開といったさまざまな段階で行われることが分かる。

②オーストラリア

オーストラリア・アーキビスト協会が発行する*Keeping Archives*は、アーカイブズの取り扱い業務の全般に関わる手引き書である。当該書の中で、「評価」とは、以下の通り説明されている。

業務上の必要、組織の説明責任の要請、そしてコミュニティの期待に応じるために、どの記録をどのくらいの期間保存し続ける必要があるかを決定するための評価業務のプロセス。(ASA 2008 : 633)¹⁸

当該書における資料の「評価」は、アメリカの定義と同じく資料を保管するか

どうかを判断する業務上のプロセスを意味するものであるが、その基準は、資料が組織やコミュニティの期待に貢献できるかどうか、である。

③ フランス

フランスでは「Évaluation」という語を用いて資料の「評価」を表す。2020年に増補改訂出版された*Abrégé d'archivistique: Principes et pratiques du métier d'archiviste*は、フランスのアーカイブズ制度¹⁹に依拠しながら、アーカイブズの業務を検討している。当該書における「評価」の定義は以下の通り説明されている。

検討の対象となっている資料全体の公共の利益、行政的、法的あるいは歴史的な利益を見極めるための、選別前に行うアーカイブズの作業。(AAF 2020 : 98)²⁰

当該定義から、「評価」とは、社会的、行政的、法律的な関心に貢献できる資料かどうかを見極めるための業務である、といえる。

以上の三者の定義から、「評価」とは、資料保有施設が受入れる資料を社会的あるいは行政的な関心に貢献できる資料かどうかを見定めるプロセスのことであるといえる。施設によっては、施設の役割、収集方針、資料群作成者とその活動内容、情報の質的・物理的状态、保管費用などといった、さまざまな要素を考慮したうえで、受入れる資料の種類を明文化している場合もある。本稿で検討の対象とした三者はどれも公的な文書を対象として「評価」を定義したものであるが、資料保有施設が受入れる資料を何らかの基準に則って見定める、ということは、個人の資料でも変わらないだろう。従って、以下では公的なアーカイブズと民間のアーカイブズとを区別したうえで、その「評価」の考え方の変遷と相違点を検討する。

3. 2. 公的なアーカイブズと民間のアーカイブズの考え方の違い

「アーカイブズ」という用語は、これまで日本では「公文書」「歴史資料」「記録文書」というようにさまざまに訳されてきた。これらの訳語はどれも、その資料が作成された経緯やその内容が多かれ少なかれ「公的である」という意味合い

を含んでいるが、こんにちの「アーカイブズ」という用語は公的なものに対してのみ用いられるわけではない。従って本稿では、とりわけ国家の活動を証明するために法的基盤のもとで管理されうるアーカイブズを「公的なアーカイブズ」とし、それ以外の、行政機関の枠組みにはまらない民間の組織や団体、そして個人の活動によるものを「民間のアーカイブズ」とする。これら2つの分野のアーカイブズにはどのような「評価」の時代的な考え方の違いがあるのだろうか。

①公的なアーカイブズ

公的なアーカイブズとは、主に資料群作成者が活動を行うにあたって必要となる記録や、自身の活動の証拠となる記録のことを意味する。公的機関で作成された記録は、業務上の必要性からある一定の期間保管されるが、これらの記録のうち、のちに歴史資料となり、永続的に専門の資料保有施設で管理されるものはごく一部である。

H. ジェンキンソン²¹は、自身の著書の中で、19世紀前半以降に作成された記録が爆発的に増えたことを理由として、今後のアーキビストの仕事には、残されてきたアーカイブズを受入れるだけでなく、資料の取捨選択と廃棄を行いながら、今後に残すべき資料を検討することの必要性に言及している（Jenkinson 1937 : 136-138）。また、ドイツのR. クレツシュマー²²は自国の取組みを国際的な動向と照らし合わせながら、評価の考え方の変化の要因について述べている（Kretzschmar 2005 : 219-231）。ここから、受入れる資料の取捨選択の課題は、従来受入れてきた紙媒体以外に、磁気媒体や写真、視聴覚資料、電子記録などへと多様化するに従い、それを受入れ、管理していく施設ではこれに対応することを迫られたことにあることが分かる。

従って、公的なアーカイブズでは、受入れる資料の多様化や資料群作成者となる社会的な組織の動向にいかに対応していくかが課題となっているといえる。さらに、この他にもアーカイブズ学の理論書などで言及のあるように、記録をその内容に応じて一定年数保管し、意図的あるいは偶発的な廃棄や、隠蔽、改ざんから記録を守るために、その記録を業務上使用していた現課から資料保有施設へと記録を円滑に移管すること、また資料保有施設のより効率的な保管システムを確立することも課題として挙げられる。

②民間のアーカイブズ

一方、民間のアーカイブズとは、公的な枠組みにはまらない組織や団体、個人を出所とするアーカイブズを意味する。R. ポラード²³は、個人のアーカイブズに関する文献を時系列的に取り上げ、それらの批評を行う中で、一般的なアーカイブズ学における民間のアーカイブズの位置づけとその変遷について言及しており、そこでは、民間のアーカイブズは、19世紀後半に近代のアーカイブズ学が確立された際の「アーカイブズ」という用語の定義では考慮されていなかったことを指摘している（Pollard 2001：136-150）。実際フランスでは、1979年1月3日の法律²⁴で初めて民間を出所とするアーカイブズがアーカイブズの定義に含まれ、欧米では1980年代より、学術的な関心に寄与するための資料という視点から、また1990年頃より社会的なコミュニティの記録も国家の記憶を形成する要素となりうるという視点から、民間のアーカイブズの収集と保管を呼びかける動きが生じた。民間のアーカイブズは「過去」への関心、すなわち、出来事的话题性、場所、制度、個人や家族の活動へと向けられた視点を背景とするもので、何が収集対象となるかはその視点に応じて変化する。そのため、民間のアーカイブズを収集する施設では、それらを保管し、利活用に供そうとする理由や、その施設本来の活動と収集される民間のアーカイブズとの関係について、受入れる資料群ごとに検討を重ね、明確化していく必要があることが分かる。

先行文献における資料の「評価」の事例をみると、資料を受入れる施設はとりわけ資料群作成者らの活動内容を証明できる資料かどうか、利用者の公的、法的、歴史的、科学的利益に寄与できる資料かどうかを考慮していることが分かる。例えば、アメリカのミシガン大学のベントリー歴史図書館 Bentley Historical Libraryのキュレーション・チームは、アーカイブズの評価に関して、どれを残し、どれを残さないかという決定に絶対的な基準はないと断ったうえで、次のように述べている。

一般的なガイドラインとしては、以下のような情報が含まれる場合、その文書は保存されるべきである。

- ・ 作成者の基本的な活動、機能、根本的な政策目標を決める上で重要な情報
- ・ 組織の歴史あるいは個人の経歴、特定の学問分野あるいは専門分野の歴史、

社会的あるいは政治主張、または国家の歴史に関する重要な側面を明らかにする情報

- ・ 個人的な目標、信念、または決定や行動の根拠となる動機を明らかにする情報
- ・ ベントリー歴史図書館が優先的に収集する資料を支える情報²⁵

民間のアーカイブズの評価では必然的に、資料保有施設に与えられた役割に照らして、それが受入れるに値する資料かどうかを判断することがその最初の段階となる。筆者の研究は、資料群作成者である松平の音楽家としての活動を第一に考慮し、それと関連する研究のために資料を活用する可能性を検討することが出発点である。そこで筆者は当初、音楽関連資料に特化した施設を念頭に置いていたのだが、ここから、松平資料群を「まとまり」として保存するには、視点を転換する必要があることに気づいた。資料保有施設等の役割と活動の基本方針を調べたうえで、当該資料保有施設に既に保管されている資料群と松平資料群との接点を見つけていく方がよいのではないかと考えたのである。このことから、筆者はそれまでの松平資料群の考え方とアプローチの仕方を変更し、音楽にとどまらず、家柄や彼の生きた時代を含めてより広く歴史と関連するものとして松平資料群を捉えることとした。

4. 茨城県立歴史館

4.1. 概要と役割

筆者は府中松平家が現在の茨城県石岡市と関連があることに着目し、茨城県水戸市に設置されている茨城県立歴史館と当該館の活動方針について調査した²⁶。

歴史館のWebサイトに記載された「沿革と概要」によると、歴史館は1974年9月に学校外教育機関として開館し、開館当時から文書館と博物館の2つの役割を担っている。どちらの役割においても、「茨城県とゆかりのある」資料が収集の対象となっているが、文書館は公文書を収集の対象としているのに対し、博物館は地域の文化に関わる資料を、その媒体や形態などにこだわらず、幅広く収集していることが分かる。

4. 2. 松平家資料に関連する取り組み

「茨城県立歴史館管理規則」では、当該館の活動を、「歴史に関する資料の収集、保存、展示および閲覧」、「歴史に関する調査研究」、「諸資料の編さん及び刊行」、「講演会、講習会、研究会等の開催」と定めている。歴史館に収蔵された資料は、整理と登録が行われた後、閲覧提供がなされ、展示などを通じた情報発信や成果報告も行われている。

当該館では、茨城県の歴史という観点から資料を収集し、その資料を活かしながら調査研究を行っている。この活動の成果は、『茨城県立歴史館年報』や史料叢書のような形で発表されるとともに、『歴史館ニュース』においても資料の紹介や活動報告がなされている。府中松平藩に関する研究もその一部である。石岡藩時代に陣屋が置かれていた場所には現在石岡市立小学校が設置されているが、歴史館はこの小学校に保管されていた府中松平家文書を中心とする松平家関連資料を収蔵しており、『府中松平藩史料』（茨城県立歴史館史料叢書；10）も出版している²⁷。府中松平家や石岡市史に特化した展覧会を行ったことはないが、茨城県の歴史と関係ある人物や出来事を題材とした展覧会の場²⁸において、石岡藩時代の人物や事柄に関連する資料が取り上げられたこともある。

このように、歴史館におけるこれまでの旧石岡藩時代の資料調査や研究、利活用に向けた取り組みを考慮すると、松平資料群は歴史館の収集対象となりうると考えられた。松平資料群が収蔵された後は、当該館の歴史資料の一環として、他の資料と同様に閲覧に供され、また展示のかたちで活用されることが期待できる。

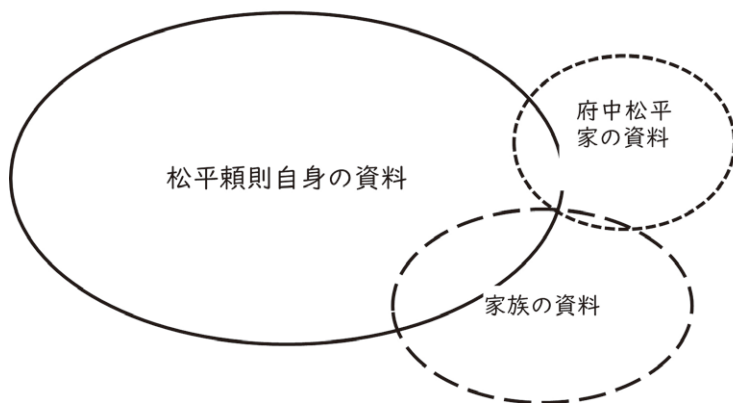
5. 歴史館における松平資料群

5. 1. 現状

歴史館での松平資料群の保管と利活用に可能性を見出したことから、歴史館に受入れを打診する運びとなり、筆者の希望通り、松平資料群は彼の自宅に遺されていた資料群を「まとまり」として歴史館に移送することができた。しかし、当該資料群を「誰のどのような資料群なのか」という点から把握しようとする、資料の出所やそこに含まれる資料の種類、その分量などの観点から、課題が明らかとなる。

【図1】として示したように、松平資料群は松平頼則の活動の中で蓄積された資料の種類や量が圧倒的に多い一方で、歴史館の受入れの主たる理由となった府中松平家に由来する資料は種類が限られ、量もごくわずかしか含まれていない。さらに、資料の内容とそれを所有してきた人物を考慮すると、松平資料群に含まれている資料は、松平による自身の記録あるいは思い出の品々なのか、家族による松平頼則像なのか、といったように、多様に捉えうることに気付く。そして、松平や彼の家族が資料を所有していた理由も重要である。その資料が残されてきた理由が、代々引き継いできた府中松平家の資料だからなのか、あるいは、松平自身を含めた家族の思い出だからなのかによって資料の役割が変わってくるからである。

図1 松平資料群の構成の概念図



個々の資料に与えられた役割は、松平資料群がどのような資料群であり、どのような資料が含まれているのか、を説明するための重要な要素となる。しかしながら、資料の役割とそれら相互の関連性を解明し、その区分を明確にすることは、実際にはほぼ不可能であるため、今後必要に応じてその資料群の形態をたどることができるよう、資料群本来の「まとまり」と秩序を重視する必要があるのである。

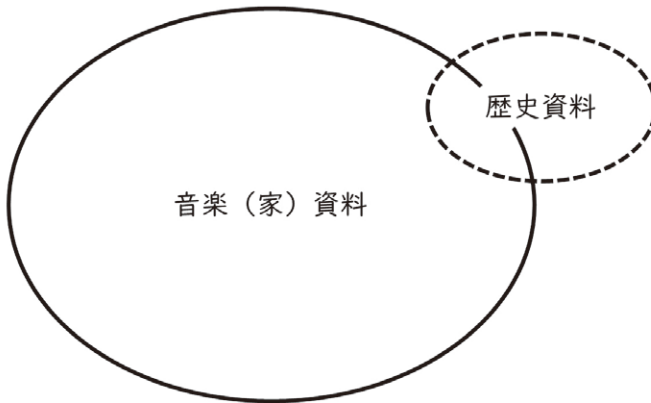
5.2. 歴史館の役割への位置付け

さらに、歴史館の役割の中で松平資料群を保管する理由を考慮すると、資料群

から判断しうる資料の分野とその利活用の可能性や現実的な事情の観点から、課題が浮き彫りとなる。

資料群の分野による区分は絶対的なものではないが、【図2】に示したように、松平資料群には松平の音楽活動と関連する資料が多く含まれる一方で、地域史と関連する資料は全体のごく一部しかない。しかし、音楽に関する資料は、書簡や演奏会資料、原稿といった文字資料は多い反面、前述の事情により、松平の主要な活動であった作曲活動と直接関連する楽譜資料が非常に少ない。一方、歴史館の活動において重視される歴史資料も、松平資料群の全体量のうちのごく少数しか占めていない。このように松平資料群を作曲家の活動を知るための資料、あるいは地域の歴史のための資料という視点のみに限定してみようとする、この資料群の重要性を高く見積もることが困難となる。この資料群は出所を基準としたその全体として歴史館の役割に照らして位置付けられ、価値づけられる必要があるが、その具体的な方法にはまだ課題が残されている。

図2 松平資料群の分野



さらに、松平頼則の時代には、かつての府中松平家と関わりのあった地域や藩士らとの繋がりがすでに薄れてきていたことや歴史館が現在収集している「歴史」資料の年代幅に松平資料群の大半は当てはまらないことは、今後松平資料群を歴史館の活動の中に位置付ける際の懸念材料となりうる。また、松平資料群に含まれる酸性紙化の問題²⁹、感熱紙や磁気媒体といった情報が不安定な資料への対応

は、一般的には資料保有施設ではとりわけ珍しい問題ではないとしても、歴史館が従来から収集してきた資料にはほとんど見られない課題でもあるため、今後検討していく必要があると思われる。

5.3. 資料の収蔵に向けて

松平資料群を今後残していくためには、松平資料群の「まとめり」としての意義を明確にし、それを歴史館の文脈の中に位置付けていく視点をもつ必要があると考える。松平資料群の今後想定される評価の過程を【図3】として表す。

図3 松平資料群の評価過程とそれに伴う検討課題



歴史館が松平資料群を受入れることを決めたのは、松平家の茨城県石岡市の歴史との関連性のゆえであり、そこでは松平の出自が考慮され、松平資料群は歴史館が既に収蔵している資料群およびそれに関連する歴史館の活動を補完しうる、と判断されたからである。松平資料群は寄贈後、利活用に供されるべく本格的に整理されるが、その際には実際に残すべき資料を決定するために資料の評価が行われる。そこでは、松平資料群に内在する歴史的な重要性が考慮されるのはもちろんのこと、松平が実際に行った活動の詳細や、その背景となった事柄や状況にも目が向けられる。そして、資料の整理が行われたあと、個々の資料に内在する権利や資料の物理的状態に配慮しながら、実際に資料を管理しながら閲覧に供するために必要な方法を検討することとなる。

6. まとめと今後の課題

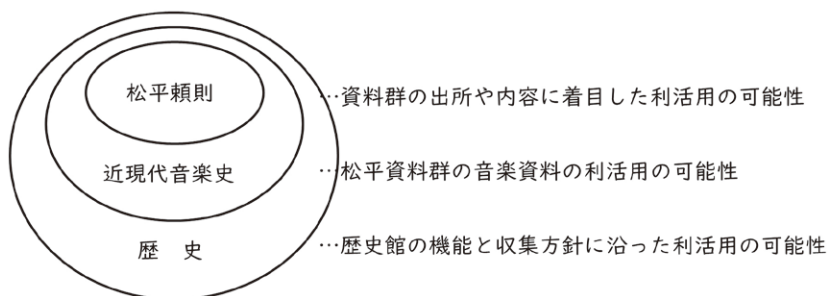
筆者は、音楽家を出所とする資料群をより広い視野で捉え、保管と利活用の

新たな可能性を考えることを出発点として、松平頼則資料群の調査を始め、資料群の保管場所を見つける際には、アーカイブズ学の「評価」の考え方を念頭に置いて検討を重ねた。民間のアーカイブズにおいて、「残す」ことのできる資料は、資料保有施設に与えられた役割と活動方針を踏まえた評価プロセスによって決まり、受入れられた資料群は当該施設の文脈の中に位置付けることが求められる。一般に「残す」必要があるとされる資料は、資料群の出所の特性で決まり、松平資料群についていえば、松平の活動に関わる音楽資料と彼の出自に関する歴史資料が重要であるといえる。しかし、歴史館の役割を考慮すると、松平資料群に含まれる地域と関連のある歴史資料が優先的に残されうることから、このような要素をもつ資料とそれ以外の資料との繋がりに目を向けてもらう必要があるだろう。

以上のような資料保有施設における資料保管の優先的条件と資料群の特徴の両方を考慮し、松平頼則という音楽家を出所とする資料群に含まれる音楽に関連した資料をも歴史館で残していくためには、資料群に含まれるそれぞれの資料と歴史館が保有する他の歴史的資料との関連、さらには、そこから生じる松平資料群全体の歴史的意義を指摘し、この資料群を当該館の役割に適うように位置づけていくことが求められる。当該資料群に含まれる資料は、それぞれが作成された直接的な動機と関連する領域にのみとどまるものではない。個々の資料の内容から判断して過度にその領域を限定するというのを回避すれば、それらの資料は多義的なあり方をすることができると考えられ、それは確かに、松平資料群が「まとまり」として保たれる利点のひとつと言えよう。

これを踏まえて、歴史館における松平資料群の位置付けと利活用の可能性を、同心円の概念図を用いて提示してみたい（【図4】参照）。松平資料群は歴史館の活動方針と受入れ動機に見合った資料群として、まず茨城県という地域の視点を含む歴史的関心の中に位置付けることができる。そして、松平資料群の多様な音楽資料は、近現代の国内外における音楽状況を知るための歴史的資料ともなりうることから、歴史の中でも音楽史の関心に寄与しうる資料として役立てられることが期待できる。さらに、これら地域史と音楽史に関する資料は、松平の人となりや音楽活動の背景を知るための資料として捉えうることから、これらの多様な資料を利用して得た知識や関心を基礎として松平の活動を理解するために資料を役立てることが可能である。

図4 松平資料群の位置づけと利活用の可能性の概念図



本稿における松平資料群の歴史館の役割への位置づけと利活用の可能性への検討だけでは、音楽家のアーカイブズを「まとまり」として保存し、利活用に供することの困難が解消されるわけではないが、松平資料群を事例としてその課題を明確化し、解決に向けた方向性のひとつを認識できたことは、歴史館への移送およびそこでの調査の成果といえるのではないだろうか。なお、松平の作品と活動をよりよく知るためには、歴史館に寄贈予定の資料だけでは十分ではないため、松平の資料を保有するその他の施設との連携の方法を今後検討していく必要があることは言うまでもない。

【注】

- ¹ 本稿は、2021年11月15日に信州大学で開催された日本音楽学会第72回全国大会での同名の口頭発表の内容を訂正、加筆したものである。
- ² 「アーカイブズ Archives」という用語が指す資料の種類の広がりを受けて、こんにちでは、その用語を日本語に訳さずに「アーカイブズ」とカタカナで表記するのが一般的となっている。
- ³ フランスのアーキビスト、歴史家であるナタリス・ド・ヴェリNatalis de Wailly（1805－1886）によって1841年に提唱された。
- ⁴ 「フォンド Fonds」の定義には諸説あるが、本稿ではフランス・アーキビスト協会の定義と考え方を参考とした。
- ⁵ 本稿では、当該用語を「活動の中で資料を作成し、受取り、保管してきた人物や組織」という意味で用いる。
- ⁶ 現在の茨城県石岡市域にあたる。この地域の名称は、1869年の版籍奉還まで常陸国府中といったが、明治の頃に石岡藩と呼ばれるようになり、1871年廃藩置県の際に石岡県となった。

- ⁷ 宮内省狩猟官を務める傍ら、日本鳥学会の創設（1912年）にも携わり、かつ、自宅で膨大な鳥標本を築いたことでも知られている。家が没落した際に標本は散逸したが、その一部は現在の山科鳥類学研究所の母体資料となった。
- ⁸ 明治天皇の侍従長を務めた徳大寺實則（さねつね、1840-1919）の第四女。
- ⁹ 府中松平家は石岡には居住することはなく、藩士らと共に江戸に常住していた。府中松平家の上屋敷は現在の文京区小石川（旧小石川区久堅町）にあった。
- ¹⁰ 江戸時代、3万石以下の城を持たない大名らが藩庁を置くために築いた建物のこと。大名や藩士らの住居や役所として用いられた。府中松平藩の陣屋は現在の石岡小学校付近に建造されていたが、こんにちでは門と土塁の一部が遺構として残るのみである。
- ¹¹ 当該墓所には初代頼隆から第8代頼説（よりひさ、1778-1833）までが祀られている。第9代頼繩（よりつぐ、1805-1884）以降は小石川にある宗慶寺に墓所を置いていたが、1923年の関東大震災をきっかけに石岡市照光寺に移された。
- ¹² Henri Gil-Marchex (1894-1970)。フランスのピアニスト。1925年、1931年（2回）、1937年に来日し、各地で演奏会や講演会を行った。
- ¹³ Heinrich Werkmeister (1883-1936)。ドイツの作曲家、指揮者、チェリスト。1907年12月に来日し、東京音楽学校（現東京藝術大学）や東京高等音楽学院（現国立音楽大学）、東洋音楽学校（現東京音楽大学）などで教鞭をとった。
- ¹⁴ 松平頼則は府中松平家の上屋敷に生まれたが、1923年に家が没落してからは、青山や阿佐ヶ谷、鎌倉など度々転居し、1937年以降は、自宅の建て替えのために一時的に練馬区に住んでいた期間以外は、中野区の当該住所に住んでいた。筆者が調査したのは、1964年以降に建築された松平の住居である。
- ¹⁵ 2018年2月18日の松平頼暁氏への聞き取りによる。筆者は近代音楽館が管理する松平の楽譜の種類と内容、数量、保管状態に関する調査を行わせていただけないか2017年11月に当該館に依頼したが、資料が未整理であるという理由で許可を得ることができなかったため、本調査では対象としていない。
- ¹⁶ 2019年9月28日の移送の際には、酒井正好、高田友秀、吉原恵理子各氏のお力添えを頂いた。この移送後も歴史館に移送することのできなかった書籍やピアノの調査を行い、その調査の過程で新たに今後に残すべきと判断した資料を2021年7月及び9月に当該館に移送した。
- ¹⁷ 1. The process of identifying materials offered to an archives that have sufficient value to be accessioned. // 2. The process of determining the length of time records should be retained, based on legal requirements and on their current and potential usefulness. // 3. The process of determining the market value of an item; monetary appraisal. // Notes: In an archival context, appraisal is the process of determining whether records and other materials have permanent (archival) value. Appraisal may be done at the collection, creator, series, file, or item level. Appraisal can take place prior to donation and prior to physical transfer, at or after accessioning. The basis of appraisal decisions may include a number of factors, including the records' provenance and content, their authenticity and reliability, their order and completeness, their condition and costs to

preserve them, and their intrinsic value. Appraisal often takes place within a larger institutional collecting policy and mission statement. (Pearce-Moses 2005 : 22)

¹⁸ The process of evaluating business activities to determine which records need to be captured and how long the records need to be kept, to meet business needs, the requirements of organizational accountability and community expectations. (ASA 2008 : 633)

¹⁹ フランスでは、遺産法 Code du patrimoine の中にアーカイブズを位置付けている。
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006074236/LEGISCTA000006129161/#LEGISCTA000006129161 (2022年1月21日閲覧)

²⁰ L'opération archivistique, préalable à la sélection, visant à déterminer l'intérêt public, l'intérêt administratif, juridique ou historique de l'ensemble de documents considéré. (AAF 2020 : 98)

²¹ Hilary Jenkinson (1882-1961)。イギリスのアーキビスト及びアーカイブズ理論家。Public Record OfficeやExchequer、War Officeといったイギリス政府管轄機関で長期に渡って公文書管理に携わるほか、ケンブリッジ大学やキングス・カレッジ・ロンドン、ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドンにおいて古文書学palaeography、文書形式学 diplomatic、アーカイブズ学に関する講義を行った。彼の理論書の一つ*A Manual of Archive Administration*は1922年に発行された後も、1937年と1966年にも増補改訂版が発行された。その内容は彼が実際に担っていた職務上の課題を反映するが、こんにちのアーカイブズ学全般の基本的な考え方に影響を与えた。

²² Robert Kretzschmar (1952-)。ドイツのアーキビストで歴史家。テュービンゲン大学とインスブルック大学で歴史学と言語学を学んだあと、ジクマリンゲン州立公文書館とルートヴィヒスブルク州立公文書館、シュトゥットガルト中央州立公文書館で働き、2006年から2018年までバーデン・ヴィッテンベルク州立公文書館の館長を務めた。

²³ Riva A. Pollard。シカゴ公共図書館の特別コレクションと保管部門のアーキビスト。

²⁴ フランスの法律を検索するためのウェブサイト「Légifrance」において、当国でこれまで施行されてきたアーカイブズに関する法律の内容を確認することができる。1979年1月3日の法律において、アーカイブズという包括的な概念の他に、「公的なアーカイブズ archives publiques」と「民間のアーカイブズ archives privées」それぞれが定義づけされた。

²⁵ As a general guideline, documents should be retained if the information within them:
// Is significant in determining the basic activities, functions, or fundamental policy goals of the creator. // Illuminates an important aspect of organizational history or personal biography, the history of a specific academic or professional discipline, social or political causes, or the history of the state. // Clarifies an individual's goals, beliefs, or the motives that underlie decisions or actions. // Supports the collecting priorities of the Bentley Historical Library.

²⁶ 松平資料群の移送先として、茨城県石岡市立ふるさと歴史館と東京都公文書館も併せて検討したが、府中松平家と関連する資料の保管状況などを考慮した結果、茨城県立歴史館への移送を優先的に検討することとした。

²⁷ 歴史館所蔵の府中松平家に関する資料は当館の「資料検索」から調べることができる <http://www2.rekishikan.museum.ibk.ed.jp/menu.php>。このほか、東京大学史料編纂所にも収蔵されている <https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>。なお、石岡市に残る府中松平家陣屋門は茨城県教育委員会が指定する重要文化財に、照光寺内にある府中松平家の墓地は石岡市指定の史跡に登録されている。

²⁸ 水戸藩第二代藩主徳川光圀（通称、水戸黄門）の没後300年を記念して開催された特別展「光圀——大義の存するところ如何ともし難し」（2000年11月3日－12月17日）において、松平頼繩の肖像画（照光寺所蔵）と松平頼隆宛の徳川綱吉朱印状写（歴史館所蔵）が展示された（桜井2000：57）。

²⁹ 松平資料群に含まれる1930年頃から1950年頃までに制作されたと思われる楽譜や演奏会資料とタイプライターを用いて作成された資料のうちのごく一部は、その媒体とそこで用いられているインクの酸性化によって、媒体が変質し、脆弱になり、破れや綴じ部分のはつれ、活字部分の脱落等が認められる。

洋紙と和紙の劣化状態の違いは、その媒体を製造する際に用いられる材料と筆記具の性質、製造過程による。伝統的な手法で作られた手漉き和紙には、原材料に楮、三桮、雁皮など靱皮繊維が用いられている。このような和紙に含まれる、紙の劣化原因となるリグニンの量は僅かであるが、草木の灰や石灰などを用いてその成分を取り除く作業を行う。このため、伝統的な製法で作られた和紙は弱アルカリ性であり、繊維の強い紙となる。一方洋紙は、木材パルプを摩砕して作る碎木パルプを主原料としているために、リグニンを含む、繊維が短い紙ができる。これが経年により変質、変色する理由である。紙の主成分である植物繊維は吸水性があるが、洋紙は膠やロジンを用いてインクのにじみ止めの処置を行うため、できあがった紙は弱酸性の性質を持つ。また、にじみ止めの成分に含まれる硫酸アルミニウムが加水分解を起こすために、紙の弾力性がなくなる。これが酸性紙化である。筆記具に着目すると、墨の成分は弱アルカリ性で、インクは酸性である。このことから、洋紙は媒体、筆記具共に酸性劣化しやすく、和紙は比較的その心配がないといえる。なお、酸性紙化問題は1940年から1950年に製造された紙に顕著であるが、こんにち製造されている洋紙は一般的に中性紙である。

【参考文献】

Association des archivistes français. 2020. *Abrégé d'archivistique : Principes et pratiques du métier d'archiviste*. 4ème édition, refondue et augmentée. Paris : Association des archivistes français.

Australian Society of Archivists, ed. 2008. *Keeping Archives*. 3rd edition. Canberra: Australian Society of Archivists.

Jenkinson, Hilary. 1937. *A Manual of Archive administration*. London: P. Lund, Humphries & co. January 25, 2022. <https://archive.org/details/manualofarchivea00iljenk>

Kretzschmar, Robert. 2005. "Archival Appraisal in Germany: A Decade of Theory, Strategies, and Practices." *Archival Science* 5: 219–238

Nougaret, Christine. 2006. "L'intérêt des archives privées pour l'Histoire." *Gazette des*

- archives 201 : 19 – 25.
- Pearce-Moses, Richard. 2005. *A Glossary of Archival and Records Terminology*. Chicago: Society of American Archivists.
- Pollard, Riva A. 2001. “The Appraisal of Personal Papers: A Critical Literature Review.” *Archivaria* 52: 136 – 150.
- 秋山邦晴, 松平頼則 (編集・構成) 1981 『作曲家の個展 '81——松平頼則』 東京: サントリー音楽財団
- 石岡市史編さん委員会 (編) 1985 『石岡市史』 下巻 (通史編) 茨城: 石岡市
- 茨城県立歴史館史料部 (編) 2007 『府中松平藩史料』 (茨城県立歴史館史料叢書: 10) 茨城: 茨城県立歴史館
- 柿沼敏江 1999 「松平頼則」 『日本の作曲20世紀』 (音楽芸術別冊) 239 東京: 音楽之友社
- 桜井明 (編著) 2000 『光圀——義公歿後三百年 大義の存するところ如何ともし難し』 茨城: 茨城県立歴史館
- 桜井明 2007 「府中松平藩——御家御定書」 (所蔵史料紹介) 茨城県立歴史館 『歴史館だより』 No. 97: 頁数なし

【参考Webサイト】

- University of Michigan Bentley Historical Library. “06. Appraisal and Review of Materials.” *Bentley Historical Library Curation Manual*, January 25, 2022.
<https://sites.google.com/a/umich.edu/bhl-archival-curation/processing-archival-collections/06-appraisal-and-review-of-materials>
- “Loi n° 79-18 du 3 janvier 1979 sur les archives.” *Légifrance*, January 25, 2022.
<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGISCTA000006095909>
- 「茨城県立歴史館」 <https://rekishikan-ibk.jp/> (2021年10月19日閲覧)
- 「茨城県立歴史館管理規則」 (昭和56年3月31日、茨城県教育委員会規則第5号)
https://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki_int/reiki_honbun/o4001199001.html (2021年10月19日閲覧)
- 「茨城県立歴史館史料取扱要項」 (昭和56年6月15日、茨城県教育委員会告示第6号)
https://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki_int/reiki_honbun/ao40012001.html (2021年10月19日閲覧)
- 「歴史・文化」 (『石岡市公式ホームページ』 ウェブサイト内)
<https://www.city.ishioka.lg.jp/sp/page/dir000064.html> (2022年1月25日閲覧)
- 「石岡の歴史と記憶」 (『石岡市公式ホームページ』 ウェブサイト内)
<https://www.city.ishioka.lg.jp/page/dir000067.html> (2022年1月25日閲覧)